

令和9年度兵庫県立大学大学院入学者選抜方法等

工学研究科工学専攻博士前期課程

募集人員 (目安)		出願期間	入学 考查日	合格発表日	選抜 方法等	出願資格	その他の 事項
電気電子工学分野 知能情報分野 (40名)	一 般 学 生	令和8年 7月27日 (月) ～ 8月3日 (月)	令和8年 8月24日 (月) ～ 8月25日 (火)	令和8年 9月1日 (火) 16:00	○学力試験 結果、面接 及び成績証 明書を総合 して行う	次の各号のいずれかに該当する者 1. 大学を卒業した者及び令和9年3月31日までに卒業見込みの者 2. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和9年3月31日までに授与される見込みの者 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 5. 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって上記5.の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 8. 文部科学大臣の指定した者（令和9年3月31日までに該当する見込みの者を含む。） 9. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者 10. 大学に3年以上在学した者で本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者 11. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの 12. 本研究科において、出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳に達する者	出願資格 認定を必 要とする 者は、所 定の期日 までに出 願資格認 定申請書 類を提出 すること
機械工学分野 (20名)					○学力試験 8月24日 (月)		
材料デザイン分野 放射光工学分野 (20名)					○面接 8月25日 (火)		
化学分野 (40名)							

令和9年度兵庫県立大学大学院入学者選抜方法等

工学研究科工学専攻博士前期課程

募集人員（目安）		出願期間	入学 審査日	合格 発表日	選抜方法等	出 願 資 格	その他の 事項
社 会 人 学 生	同上	同上	令和8年 8月24日 (月)	同上	口述試験（主として研究計画書の内容を対象に行う）、TOEICの結果、面接、成績証明書及び企業・官庁等の推薦書を総合して行う ○時 間 10:00 ～	<p>企業・官庁等に在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該企業・官庁等から推薦を受けた者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学を卒業した者 2. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和9年3月31日までに授与される見込みの者 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者 4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 5. 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって上記5.の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和9年3月31日までに修了見込みの者 8. 文部科学大臣の指定した者（令和9年3月31日までに該当する見込みの者を含む。） 9. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者 10. 大学に3年以上在学した者で本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者 11. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの 12. 本研究科において、出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時に22歳に達する者 	<p>出願資格</p> <p>認定を必要とする者は、所定の期日までに出願資格認定申請書類を提出すること</p> <p>出願者は希望する研究担当教員と、あらかじめ協議のうえ出願すること</p>

